ノーマライゼーション

ともに生きる社会

障害者サービスガイドブック

津山市

R6.4 版

ガイドブックをご覧の方へ

障害者サービスは、障害の種類・程度によって細かく分かれておりますが、ガイドブックでは内容をできるだけ簡単に説明しています。

詳しくお知りになりたいとき、また、分かりにくいところがある場合は、ご遠慮なくお気軽に下記までお問い合わせください。

※サービスは事前に手続きをしないと、受けられない場合があります。
お早めにご連絡ください。

※なお、記載事項については表紙に記載時点の情報です。内容等に変更がある場合がありますので、ご了承ください。

お問い合わせ先

津山市役所　社会福祉事務所　障害福祉課【市役所１階　窓口１０番】
〒７０８－８５０１　津山市山北５２０
TEL：３２－２０６７
FAX：３２－２１５３
E-mailshoufuku@city.tsuyama.lg.jp

各支所・出張所でも申請等の手続きを行うことができます。

加茂支所	〒709-3905	津山市加茂町塔中 104
勝北支所	〒708-1205	津山市新野東 567
久米支所	〒709-4603	津山市中北下 1300
阿波出張所	〒709-3951	津山市阿波 1209-4

ホームページ　：　http://www.city.tsuyama.lg.jp
受付時間　：　平日午前８時３０分から午後５時１５分

※２０１６年１月より、各種申請に個人番号（マイナンバー）の記載が必要となりました。申請手続きにお越しの際は、以下のものをご持参ください。

〇個人番号のわかるもの（通知カード、個人番号カードなど）
〇身分証明書（運転免許証、障害者手帳、保険証など）

目次

相談の窓口

市役所１階　窓口 10 番　障害福祉課 …1
津山すこやか・こどもセンター療育センター …2
相談支援事業所 …3・4
岡山県身体障害者更生相談所 …4
岡山県知的障害者更生相談所 …4
津山児童相談所 …4
美作保健所 …5
心身障害児福祉相談 …5
津山公共職業安定所 …5
岡山障害者職業センター …5
津山障害者就業・生活支援センター …5
中央児童館家庭児童相談室 …5
身体・知的障害者相談員 …5
消費生活に関する相談窓口 …6
個別避難計画に関する相談窓口 …6

手帳について

身体障害者手帳 …7
療育手帳 …7

医療・保険

心身障害者医療受給資格証の発行 …8
後期高齢者医療被保険者証の発行 …8
自立支援医療（育成医療）の給付 …9
自立支援医療（精神通院医療）の給付 …9
自立支援医療（更生医療）の給付 …9
特定疾病療養受療証 …10
未熟児養育医療の給付 …10
小児慢性特定疾病医療給付 …10
難病医療の給付 …10
心身障害者（児）歯科診療 …10
在宅訪問歯科治療 …11
訪問指導 …11

日常生活用具の給付（貸与）

日常生活用具の給付（貸与） …12・13

補装具費の支給

補装具の購入と修理等 …14
難聴児補聴器購入費等助成金交付事業 …15

手当・年金・給付金など

特別児童扶養手当 …16
障害児福祉手当 …16
特別障害者手当 …17
津山市重度障害者特別給付金 …18
児童扶養手当 …18
障害基礎年金 …19
傷病保障年金 …20
心身障害者（児）扶養共済 …20
特別支援教育就学奨励費 …20

保育・療育・教育

保育所への入所 …21
幼稚園への入所 …21
進級指導教室「ことばと情緒の教室」 …21
小・中学校への入学 …21
心身障害児福祉相談 …5
児童発達支援事業所 …2
岡山県医療的ケア児支援センター …22
障害児わくわくサマー体験教室 …22
津山おもちゃ図書館 …22

交通関係

JR・私鉄運賃の割引 …24
バス料金の割引 …24
タクシー料金の割引 …25
有料道路通行料金の割引 …25
国内航空運賃の割引 …26
フェリー運賃の割引 …26
福祉タクシー …26
リフト付きワゴン車「さわやか号」貸出 …27
福祉バス「さくら号」（リフト付）の貸出 …27
福祉移送サービス …27
タクシー・バス利用料・給油代の助成 …28

自動車関係

自動車税・自動車取得税の減免 …29
軽自動車税の減免 …29
運転免許取得の助成 …29
自動車改造の助成 …29
駐車禁止除外指定車標章の交付 …30
障害者のための国際シンボルマーク …30
ほっとパーキングおかやま
　駐車場利用証の交付 …31

税金・公的機関の減免

所得税・住民税などの障害者控除 …32
NHK 放送受信料の減免 …32
ファックスによる
　電話・ファックス番号の案内 …32
NTT 電話番号の無料案内 …33
点字郵便物郵便料金の免除 …33
携帯電話割引サービス …33
自動車税・自動車取得税の減免 …29

いろいろな支援

新マル優制度（少額貯蓄等の非課税制度） …34
施設利用料などの割引 …34
軽自動車税の減免 …29
手話通訳者・要約筆記者の派遣 …35
盲ろう者向け通訳・介助員の派遣 …35
車いすなど福祉機器の無料貸出 …35
紙おむつの安価配布 …36
高齢者食事サービス …36
緊急通報システムの貸出 …36
郵便による不在者投票 …36
声の広報 …37
視聴覚障害者用図書の貸出 …37
各種講演会 …37
点字図書・録音図書の貸出 …37
生活福祉金貸付 …37
日常生活自立支援事業 …38
避難行動要支援名簿への登録 …38
ヘルプマーク・カード・シールの交付 …39

関係団体・ボランティアグループ

津山市身体障害者福祉協会 …40
津山市手をつなぐ育成会 …40
津山市社会福祉協議会 …40
ボランティアグループ …40
技能ボランティア養成講座 …40

こんなとき何ページ？？

障害について相談したいことがある ……1～5

障害者の就労・雇用について相談したい ……5

身体障害者手帳・療育手帳について知りたい ……6

手帳内容の変更などの手続きをしたい ……6

医療費の助成が受けられるだろうか？ ……7～9

歯の治療をしたい ……9・10

日常生活用具の給付・貸与を受けたい ……11・12

補装具の購入や修理等をお願いしたい ……13・14

手当・年金が受けられるだろうか？ ……15～19

子どもに関する福祉サービスについて知りたい ……20・21

JR などの交通機関の割引について知りたい ……22～24

福祉車両の貸出について知りたい ……25

タクシー券、給油券、バス券などの助成が受けられるだろうか？ ……26

税金の控除を受けるには ……30

駐車標章等の交付に該当するだろうか？ ……28・29

割引が受けられる津山の公共施設は？ ……32

手話通訳者、要約筆記者の派遣について知りたい ……33

視聴覚図書はどこで貸し出されているか知りたい ……34・35

障害福祉サービスについて知りたい ……38～40

各種サービス早見表

障害の種別	制度 / 等級・程度		子どもの関係				重度障害者関係								減免・助成制度						
			特別児童扶養手当	障害児福祉手当	児童扶養手当	育成医療	特別障害者手当	津山市重度障害者特別給付金	心身障害者医療	後期高齢者医療被保険者証発行	給油券タクシー券助成	扶養共済	贈与税の非課税	障害基礎年金	運転免許取得の助成	自動車改造の助成	自動車税・自動車取得税 軽自動車税の減免	ＮＨＫ放送受信料減免	手話通訳者・要約筆記者の派遣	ＮＴＴ番号案内	声の広報
ページ			16	16	18	9	17	18	8	8	27	20	31	19	28	28	28	31	34	32	35
身体障害者手帳	視覚障害	1	○	○	△	○	著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする２０歳以上の方	○	手帳取得時に６５歳未満の方で身体障害者手帳１・２級、療育手帳Ａ、身体障害者手帳３級＋療育手帳Ｂをお持ちの方	○	○	○	○	△	○		△	△		○	○
		2	○	△	△	○		○		○		○	○	△	○		△	△		○	○
		3	○			○				○		○		△			△	△		○	
		4				○											△	△		○	
		5				○												△		○	
		6				○												△		○	
	聴覚又は平行機能障害	2	○	△	△	○		○		○		○	○	△	○		△	△	聴覚障害者の方		
		3	△			○				○		○		△			△	△			
		4				○												△			
		5				○												△			
		6				○												△			
	そしゃく音声・言語	3	○			○				○		○		△			△				
		4	○			○								△							
	肢体不自由（上肢・下肢・体幹）	1	○	○	△	○		○		○	○	○	○	△	○	△	△	△		△	
		2	○	△	△	○		○		○	△	○	○	△	○	△	△	△		△	
		3	○			○				○		○		△			△				
		4	△			○				△				△			△				
		5				○											△				
		6				○											△				
	内部障害	1	△	○	△	○		○		○	○	○	○	△	○		△				
		3	△			○				○		○		△			△				
		4				○															
療育手帳	A		○	△	△			○		○	○	○	○	△			△	△		○	
	B1(中度)		○		△					△		○		△						○	
	B2(軽度)											○								○	

※　○該当、△一部該当

○、△の場合でも、年齢・所得・等級（程度）等により該当しない場合がありますので
各項目をよくお読みいただき、必要に応じて各機関に照会してください。

相談の窓口

市役所１階　窓口 10 番　障害福祉課

TEL:32-2067
FAX:32-2153

平日の午前８時３０分から午後５時１５分まで受け付けています。
障害のある方への一般的な相談をはじめ、様々なサービスについての相談・申請や諸手当の支給事務などを行っています。
電話か窓口にてお気軽にご相談ください。
手話通訳者も配置しています。

福祉サービスの利用相談
※P.38～もご覧ください。

＊主な福祉サービス＊

介護給付	居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者等で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労継続支援（A型=雇用型、B型=非雇用型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います
	自立生活援助	定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害のある方の理解力、生活力等を補う支援を行います
	就労定着支援	就労に伴う生活上の支援ニーズに対応できるよう、就労先の事業所や家族等との連絡調整を行います
地域相談支援給付	地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する１８歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います
	地域定着支援	居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います

内容：障害のある方が利用できるサービスの相談、サービスの利用に必要な手続きの方法などの相談を受け付けています。

・障害者の心身の状況、生活の状況などを調査した結果や利用したいサービスの意向により、利用できるサービスを決定します。
・サービスの利用には、サービス利用料の一割の負担がかかりますが、世帯の所得に応じて、上限額が設定されています。

津山すこやか・こどもセンター2 階
療育センター

TEL:32-2174
FAX:32-2175

児童発達支援事業所「てけてけ」

利用できる方：心身に障害のある子どもや疑いのある子どもで、就学前の乳幼児とその保護者。

内容：5～6 人のグループによる訓練と、1 対 1 による個別訓練（心理療法、言語療法、作業療法）があります。発達に応じた遊びや運動遊びを通じて、お子さんの発達を促していくとともに保護者への子育て支援を行います。

療育相談

内容：臨床心理士が療育、発達の心配、障害に関することについて総合的な相談を受け付けています。18 歳以下の方が対象で、電話での予約が必要です。

津山すこやか・こどもセンター案内図

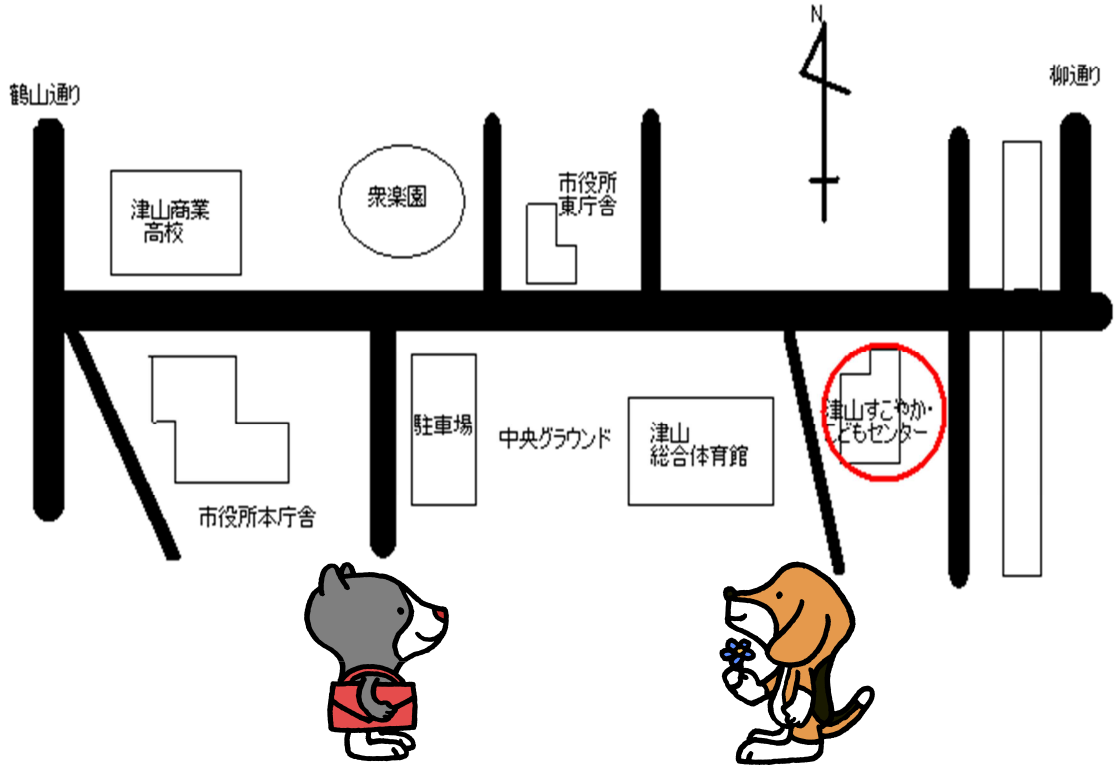

相談支援事業所

相談支援事業所は、障害のある方が、地域で安心してその人らしい生活を送れるよう、個々のライフステージに合せてさまざまな支援を行っています。

障害がある方やそのご家族などから相談を受け、各関係機関と連携をとりながらその方に合った支援やサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かくサポートします。

サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成や、サービス利用の見直しなども行います。

相談は無料です。事前にお電話ください。

対象者：地域で生活されている知的障害児・者、身体障害児・者、精神障害児・者、難病患者など及びその家族の方。

津山地域障害者基幹相談支援センター

つやま地域生活支援センター「つばさ」
津山市二宮 80-1　ウエスタンビル１階　TEL:28-7335・FAX:28-7330
障害者虐待防止センター　TEL:080-2934-1750

美作地域生活支援センター
津山市川崎 1554　TEL:26-3660・FAX:21-8863

地域生活支援センターネクスト津山
津山市津山口 308-5　TEL:22-1177・FAX:22-1177

相談支援事業所きぼう
津山市田町 115　TEL:22-0052・FAX:22-3150

サポートランドウィッシュ
津山市新野東 557-2　TEL:36-7116・FAX:36-7117

特定相談支援事業所あすなろ
津山市西下 1003-1　TEL:36-8355・FAX:36-5182

相談支援事業所神南備園
津山市大谷 600　TEL:24-9402・FAX:24-9407

相談支援事業所 nainoa（ナイノア）
津山市上河原 527-3　TEL:32-8070・FAX:32-8336

たけやりこども相談支援事業所
津山市津山口 327　TEL:20-1708・FAX:24-1061

木の葉
津山市下高倉西 1823-1　TEL:070-5675-0012・FAX:020-4662-3052

相談支援事業所おれんじ
津山市山下 69-26　　TEL:090-3173-6488・FAX:35-0531

相談支援事業所うさぎとかめ
津山市西新町 16　　TEL:090-1689-2905・FAX:22-3641

相談支援事業所　天色
津山市二宮 339-2-6　　TEL:090-8245-1929

相談支援事業所　えすわーく
津山市小田中 2206-14　　TEL:0868-32-8027

＜専門的な相談＞

岡山県身体障害者更生相談所

岡山市北区南方 2-13-1
岡山県総合福祉・ボランティア・NPO 会館内
TEL:086-235-4577
FAX:086-235-4346

相談内容：身体障害のある方に対して、医師・心理判定員・ケースワーカーなどの専門職員が、医学的・心理学的判定及び相談、指導を行っています。

＜巡回更生相談＞

自立支援医療（更生医療）、補装具などについての相談で、障害の状態や地理的理由などにより来所相談が困難な方は、津山市近隣地域で行われる巡回更生相談にて、相談を受け付けます。

津山市については、津山市障害者福祉センター神南備園にて、年 6 回程度実施しています。詳しい日程はお問い合わせください。
※午前 11：00～12：00 受付
※相談判定科目は月ごとによって違います。

岡山県知的障害者更生相談所

津山支所 津山市山北 288-1
TEL:23-5131
FAX:23-5132
（岡山市北区南方 2-13-1
岡山県総合福祉・ボランティア・NPO 会館内
TEL:086-235-4577
FAX:086-235-4346）

相談内容：知的障害のある方に対して、医師・心理判定員・ケースワーカーなどの専門職員が、医学的・心理学的判定及び相談、指導を行っています。

津山児童相談所

津山市山北 288-1
TEL:23-5131
FAX:23-5132

相談内容：障害のある子どものあらゆる問題について、医師・心理判定員・ケースワーカーなどの専門職員が相談に応じ、適切な判定・指導を行っています。
特に専門的分野で総合的判定を行い、必要な措置や施設入所手続きを行っています。

美作保健所

津山市椿高下 114
TEL:23-0111
FAX:23-6129

相談内容：障害のある子どもの早期発見・治療を目的として、医学的な相談、指導を行っています。
また、精神障害者、特定疾病・難病などの相談にも応じます。

心身障害児福祉相談（療育相談）

岡山県手をつなぐ育成会
TEL:086-226-3538

相談内容：心身に障害のある方の生活、教育、養育や就労などについて相談に応じています。
第一木曜日午後 津山市総合福祉会館 2 階

津山公共職業安定所（ハローワーク津山）

津山市山下 9-6
TEL:22-8341
FAX:25-0264

相談内容：障害のある方の職業問題についての相談、助言指導や、就労あっせんなどに応じています。

岡山障害者職業センター

岡山市北区中山下 1-8-45 NTT クレド岡山ビル 17 階
TEL:086-235-0830
FAX:086-235-0831

相談内容：仕事に就く上での本人の希望、悩みなどについての相談や、本人の作業検査などを行い、職業能力の適正などの評価を行います。
また、民間事業所での生活支援パートナーによる職業準備訓練（津山市内でも可）やワープロ、パソコンなどの講習も行います。

津山障害者就業・生活支援センター

津山市川崎 1554
TEL:21-8830

相談内容：相談に来られた方の障害特性を踏まえ、希望、経験、スキルなどによりその方に適した就労支援を、ハローワーク、岡山障害者職業センター、福祉事務所、職業能力開発施設などと連携しながら、就職及びその後の職場定着をフォローしていきます。

身体障害者相談員・知的障害者相談員

障害者相談員の皆さんが、同じ障害者又は障害者の家族の立場で自らの経験を活かして、障害のある方やその家族からの「障害者手帳の申請」、「補装具、更生医療の申請」、「施設入所」、「家族関係」など様々な相談に応じています。

相談内容などの個人情報は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

相談員の氏名及び連絡先は障害福祉課までお問い合わせください。

消費生活に関する相談窓口

市役所１階窓口１番 環境生活課
TEL：32-2057

相談内容：架空請求や訪問販売等に関するトラブル、多重債務、製品安全等、消費者トラブルに関する相談を行っています。

※困ったときは、最寄りの消費生活センターに相談しましょう。
電話番号（局番なし）　１８８（イヤヤ）
通話料金が発生します。相談は無料です。

個別避難計画に関する相談窓口

市役所１階窓口 12 番 生活福祉課
TEL：32-2063

相談内容：障害のある方など、自ら避難することが困難な方ごとに作成する避難支援のための計画「個別避難計画」の作成を進めています。

個別避難計画の記載内容：
- 本人情報
- 家族等の情報
- 避難支援等を実施する者
- 避難先
- 避難時に配慮しなくてはならない事項
- 自宅で想定されるハザードの状況、常備薬の有無
- 避難支援時の留意事項　など

手帳の申請・交付

いろいろなサービス受けるためには手帳が必要です。手帳の交付には 2～3 ヶ月かかります。

身体障害者手帳

市役所 1 階窓口 10 番 障害福祉課
TEL:32-2067
FAX:32-2153

対象者：肢体不自由（上肢・下肢・体幹・脳原性運動機能）、視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語またはそしゃく機能、呼吸器機能、ぼうこうまたは直腸機能、小腸機能、心臓機能、じん臓機能、免疫機能、肝臓機能に永続する障害のある方。

手続方法

手続	内容	持参するもの				
		個人番号のわかるもの	来庁者の身分を証明するもの	顔写真	診断書	手帳
新規交付	初めて手帳の交付を受けようとするとき	○	○	○	○	
等級変更	障害の程度や内容が変わったとき	○	○	○	○	○
障害名追加		○	○	○	○	○
居住地変更	住所や氏名が変わったとき	○	○			○
氏名変更		○	○			○
紛失	手帳を紛失したとき	○	○	○		
破損	手帳が破損したとき	○	○	○		○
返還	手帳の交付を受けた方が死亡または必要がなくなったとき	○	○			○

※診断書は、所定の様式が障害福祉課にあります。
※顔写真は、上半身脱帽のもの（たて 4cm×よこ 3cm）が必要です。
※指定医師については障害福祉課にお尋ねになるか、岡山県のホームページをご覧ください。

療育手帳

市役所 1 階窓口 10 番 障害福祉課
TEL:32-2067
FAX:32-2153

対象者：児童相談所又は知的障害者更生相談所で知的な障害があると判断された方。

手続	内容	持参するもの		
		個人番号のわかるもの	顔写真	手帳
新規	判定機関(児童相談所または知的障害者更生相談所)で判定を受けたとき	○	○	
変更	住所や名前が変わったとき	○		○
返還	該当しなくなったとき、死亡したなど手帳が必要なくなったとき			○
再交付	紛失、破損、判定の余白がなくなったとき	○	○	○

※顔写真は、上半身脱帽のもの（たて 4cm×よこ 3cm）が必要です。

医療・保険

心身障害者医療費受給資格証の発行

市役所１階窓口 10 番 障害福祉課
TEL:32-2067
FAX:32-2153

重度の障害がある方に心身障害者医療費受給資格証を発行します。県下の病院などで診療を受ける場合にこの資格証と健康保険証を提示することで、保険診療分の自己負担額の一部のみの負担となります。

対象者：次の（1）～（3）のいずれかの要件を満たし、かつ（4）に該当する方
（1）1 級～2 級の身体障害者手帳をお持ちの方
（2）「A」の療育手帳をお持ちの方
（3）3 級の身体障害者手帳と B（中度）の療育手帳を合わせてお持ちの方
（4）所得が所得制限内の方
※ただし、要件を満たしている場合でも、65 歳以上で新たに該当する方は非該当となります。

手続方法：身体障害者手帳または療育手帳、健康保険証、印かん、個人番号（マイナンバー）のわかるものを持って、市役所 1 階 10 番窓口障害福祉課で申請してください。

◎申請：県外で受診した場合、領収書と資格証、健康保険証、印かん及び、振込先のわかるもの（通帳など）を持って、市役所 1 階 10 番窓口障害福祉課で申請してください。

障害認定による後期高齢者医療制度への加入

市役所１階 医療保険課
（高齢者医療係）
TEL:32-2073

65 歳以上で一定の障害のある方は、申請し認定されることで後期高齢者医療制度に加入することができます。病院などの受診時に、発行される後期高齢者医療被保険者証を提示することで、保険診療分について保険証に記載された一部負担割合で受診していただけます。

対象者：次の（1）～（4）のいずれかに該当する方
（1）1 級～3 級の身体障害者手帳をお持ちの方
（2）4 級の身体障害者手帳をお持ちの方で、次のア～エのいずれかに該当する方
　ア．音声機能、言語機能に著しい障害のある方
　イ．両下肢のすべての指を欠く方
　ウ．一下肢を下腿の 2 分の 1 以上で欠く方
　エ．一下肢の機能に著しい障害のある方
（3）障害基礎年金の受給者で、その等級の 1～2 級に該当する方
（4）精神障害者保健福祉手帳 1、2 級または療育手帳 A をお持ちの方

一部負担金の割合：1 割または 3 割（現役並み所得者）

手続方法：お持ちの身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳、国民年金証書と健康保険証・印かんを持って、市役所 1 階 8 番窓口高齢者医療係で申請してください。

自立支援医療（育成医療）

市役所１階窓口 10 番 障害福祉課
TEL:32-2067
FAX:32-2153

身体に障害がある児童であって、手術等の治療により身体上の障害が軽くなり、日常生活が容易にできるようになる確実な治療効果が期待できる 18 歳未満の方が指定育成医療機関において治療などをうける場合に、原則一割の負担で利用できます。
なお、医療保険上の世帯の所得に応じて、負担の上限額が設定されます。

手続方法：所定の診断書・印かん・保険証・個人番号のわかるもの・身分証明書などを持って、市役所１階 10 番窓口障害福祉課で申請してください。

自立支援医療（精神通院医療）

市役所１階窓口 10 番 障害福祉課
TEL:32-2067
FAX:32-2153

精神に障害のある方の通院医療費の自己負担が、１割になります。
ただし、所得に応じて上限額が設定されます。

対象者：精神疾患があり通院をしている方

有効期間：１年間有効（1 年ごとに申請する必要があります。）
有効期限の 3 か月前から更新手続きができます。

手続方法：所定の診断書・印かん・保険証・個人番号のわかるもの・身分証明書などを持って、市役所１階 10 番窓口障害福祉課で申請してください。

自立支援医療（更生医療）

市役所１階窓口 10 番 障害福祉課
TEL:32-2067
FAX:32-2153

身体障害のある方が障害の程度を軽減し、日常生活を容易にするために指定医療機関で医療を受ける場合（例：角膜手術、関節形成手術、外耳形成手術、心臓手術、人工透析療法、じん臓移植術、唇顎（しんがく）、口蓋裂（こうがいれつ）の歯科矯正、抗免疫療法等）に、原則１割の負担で利用できます。なお、医療保険上の世帯の所得に応じて、負担の上限額が設定されます。また、手術等術前の申請が必要です。

対象者：対象の医療についての身体障害者手帳をお持ちの 18 歳以上の方

手続方法：所定の診断書・印かん・保険証・個人番号のわかるもの・身分証明書などを持って、市役所１階 10 番窓口障害福祉課で申請してください。

特定疾病療養受療証

市役所１階 医療保険課
TEL:32-2071（国民健康保険係）
TEL:32-2073（高齢者医療係）

人工透析が必要な慢性じん不全の方や血友病の方に、特定疾病療養受療証を発行します。病院などで特定疾病により診療を受ける場合にこの受療証を提示することで、1か月に10,000円以内の自己負担で診療を受けることができます。
ただし、慢性じん不全の方で70歳未満の上位所得者の方については、1か月の負担が20,000円となります。

手続方法：国民健康保険証または後期高齢者医療保険証と特定疾病の診断書、印かんを持って、市役所1階医療保険課で申請してください。なお、社会保険の方はそれぞれの保険者へお問い合わせください。

未熟児養育医療の給付

津山すこやか・こどもセンター1階 子育て推進課
TEL:32-2065

医師が入院療育を必要と認めた未熟児に対して、医療費の給付があります。

対象者：指定医療機関の医師が診断し、市が認定した乳児

手続方法：指定医療機関による養育医療意見書、所得税額等を確認できる書類、健康保険証、印かんなどが必要です。事前に子育て推進課でご相談ください。

小児慢性特定疾病医療給付

美作保健所 保健課地域保健班
TEL:23-0148

詳しくは美作保健所へお問い合わせください。

難病医療の給付

美作保健所 保健課保健対策班
TEL:23-0163

詳しくは美作保健所へお問い合わせください。

心身障害者（児）歯科診療

津山歯科医療センター
TEL:22-4021

一般の歯科では診療困難な心身障害のある方を対象として、歯科医療の相談及び診療を行っています。（予約制）
毎月、第2・4日曜日午前9時～12時（奇数月は第3日曜日もあります。）

在宅訪問歯科治療

津山歯科医療センター
TEL：22-4021
津山すこやか・こどもセンター1 階 健康増進課
TEL：32-2069

利用できる方：市内に住む在宅寝たきりの方

内容：通院により歯の治療・衛生指導が受けられない場合、歯科医師・歯科衛生士などが自宅に出向き、状態に応じ治療などのサービスが受けられます。

費用：保険診療による自己負担が必要

窓口：津山市健康増進課、または津山歯科医療センターへご相談ください。
車いすで送迎できる方は、従来通り予約により津山歯科医療センターでの治療が受けられます。

訪問指導

津山すこやか・こどもセンター1 階 健康増進課
TEL：32-2069

保健師が訪問し、介護方法等の指導や各種制度の活用方法などのご相談に応じます。また、必要に応じて作業療法士も訪問します。

費用：無料

手続方法：健康増進課へご相談ください。お電話でも結構です。

日常生活用具の給付（貸与）

日常生活用具の給付（貸与）

市役所１階窓口 10 番 障害福祉課
TEL:32-2067
FAX:32-2153

手帳（身体・療育・精神）をお持ちの方、特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの難病患者又は小児慢性特定疾病児童などを対象に、以下の①から③の要件を満たす日常生活用具を給付（貸与）するものです。給付（貸与）を受けたい方は、事前にご相談ください。
①安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの。
②日常生活上の困難を改善し、自立を支援し社会参加を促進するもの。
③製作や改良、開発に当たって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活用品として一般的に普及していないもの。
※内容により給付（貸与）できない場合もあります。

対象者：次のいずれかに該当する方
（1）手帳（身体・療育・精神）をお持ちの方。
（2）特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方、小児慢性特定疾病児童などに該当する方。
※各用具によって給付対象となる規定がありますので、お問い合わせください。
（紙おむつ・ストマ用装具・浣腸用具は重複給付を行わない、等）
※介護保険該当の方で、介護保険の福祉用具と重複する日常生活用具については、介護保険制度が優先されますので、ケアマネージャーなどへご相談ください。
【介護保険法の福祉用具と重複する用具】
特殊寝台・特殊マット・特殊尿器・体位変換器・移動用リフト・便器
移動移乗支援用具・居宅生活動作補助用具・歩行補助つえ（1 本づえ）・入浴補助用具

費用負担：原則として、費用の 1 割負担となりますが、世帯の市町村民税の課税状況により、月額負担上限額を設けます。また、世帯員のうち、市町村民税所得割が 46 万円以上の方がいる場合は、給付対象外となります。
貸与の場合は無償となりますが、市町村民税所得割非課税世帯に限ります。

申請に必要なもの
〇日常生活用具給付（貸与）申請書
〇手帳（身体・療育・精神）
〇特定医療費（指定難病）受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証または医師の診断書
〇印かん
〇世帯全員の所得課税証明書（※津山市で確認できる方は省略できます）
〇個人番号のわかるもの（通知カード、個人番号カードなど）
〇身分証明書（運転免許証、障害者手帳、保険証など）
〇必要に応じ、医師の意見書
〇日常生活用具に係る見積書
※聞き取りによって上記以外の書類が必要になる場合があります。

用 具 の 種 目 等　※各用具ごとに給付（貸与）規定が異なりますので、お問い合わせください。

☆印⇒介護保険該当用具　★印⇒小児慢性特定疾病児童等該当　◆印⇒難病患者のみ該当

	種　　目			基準額（円）	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台		☆	154,000	８ 年
	特殊マット		☆	19,600	５ 年
	特殊尿器		☆	67,000	５ 年
	入浴担架			82,400	５ 年
	体位変換器		☆	15,000	５ 年
	移動用リフト		☆	159,000	４ 年
	訓練いす			33,100	５ 年
	訓練用ベッド			159,200	８ 年
自立生活支援用具	入浴補助用具		☆	90,000	８ 年
	便器（便器用手すりを含む）		☆	4,450	８ 年
	頭部保護帽			12,160	３ 年
	防音保護具	耳栓型		2,000	１ 年
		耳覆型		15,000	５ 年
	歩行補助つえ（一本づえ）	木　製	☆	2,200	３ 年
		軽金属	☆	3,000	
	移動・移乗支援用具		☆	60,000	８ 年
	特殊便器			151,200	８ 年
	火災警報機			15,500	８ 年
	自動消火器			28,700	８ 年
	電磁調理器			41,000	６ 年
	歩行時間延長信号機用小型送信機			7,000	１０ 年
	聴覚障害者用屋内信号装置			87,400	１０ 年
在宅療養等支援用具	透析液加温器			51,500	５ 年
	ネブライザー（吸入器）			36,000	５ 年
	電気式たん吸引器			56,400	５ 年
	酸素ボンベ運搬機			17,000	１０ 年
	盲人用体温計（音声式）			9,000	５ 年
	盲人用体重計			18,000	５ 年
	動脈血中酸素飽和度測定器（ﾊﾟﾙｽｵｷｼﾒｰﾀｰ）		◆ ★	157,500	５ 年
	クールベスト		★	21,600	１ 年
	紫外線カットクリーム		★	40,820	―
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置			98,800	５ 年
	情報・通信支援用具（障害者向けのパソコン周辺機器アプリケーションソフト等）			100,000	５ 年
	点字ディスプレイ（情報・通信支援用具を含め最大300,000円）			300,000	６ 年
	点字器	標準型	真鍮板製	10,400	７ 年
			プラスチック製	6,600	
		携帯型	アルミニウム製	7,200	５ 年
			プラスチック製	1,650	
	点字タイプライター			63,100	５ 年
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	録音機能付		85,000	６ 年
		再生専用		35,000	
	視覚障害者用活字文書読上げ装置			115,000	６ 年
	視覚障害者用音声ＩＣタグレコーダー			59,800	６ 年
	視覚障害者用拡大読書器			198,000	８ 年
	盲人用時計	触読式		10,300	１０ 年
		音声式		13,300	
	聴覚障害者用通信装置			71,000	５ 年
	聴覚障害者用情報受信装置			88,900	６ 年
	人工喉頭	笛　式	気管カニューレ付	8,100	４ 年
			上記以外	5,000	
		電動式		70,100	５ 年
	福祉電話（貸与）			―	―
	点字図書			―	―
	人工内耳用電池	空気電池		2,000	―
		専用充電池		7,650	１ 年
		専用充電器		12,600	３ 年
排泄管理支援用具	紙おむつ（月額）			12,000	―
	ストマ用装具（月額）	消化器系		8,900	―
		尿路系		11,700	―
	浣腸用具			12,000	―
	収尿器	男性用	普通型	7,700	１ 年
			簡易型	5,700	
		女性用	普通型	8,500	
			簡易型	5,900	
住宅改修費	居宅生活動作補助用具		☆	200,000	既存の住宅に限り１回のみ給付

補装具の支給等

補装具の購入と修理等

市役所１階窓口 10 番 障害福祉課
TEL:32-2067
FAX:32-2153

身体障害者手帳をお持ちの方もしくは特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの難病患者などで、失われた部位や損なわれた機能を補うために必要とする補装具の購入及び修理費等を支給するものです。補装具費の支給を受けたい場合は、購入・修理等を行う前に申請しなければなりません。また、内容により支給できない場合がありますので事前にご相談ください。

※介護保険該当の方で、介護保険の福祉用具と共通する補装具を希望する場合、原則として介護保険制度が優先されるので、事前にご相談ください。

【介護保険法の福祉用具と共通する補装具】車いす・電動車いす・歩行器・歩行補助つえ

対象者：身体障害者手帳をお持ちの方もしくは特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの難病患者など。障害種別による補装具の種類は下記のとおりです。

障害種別	補装具の種類
視覚障害	盲人安全つえ・義眼・眼鏡
聴覚障害	補聴器
肢体不自由障害	義肢・装具・車いす・電動車いす・座位保持装置・歩行器 歩行補助つえ（一本杖を除く）・重度障害者用意思伝達装置
上記については障害種別の認定を受けている場合に限ります。	
難病患者	車いす・電動車いす・歩行器・意思伝達装置・装具等その他必要と認められる補装具

費用負担：原則として、費用の１割負担となりますが、世帯の市町村民税の課税状況により、月額負担上限額を設けます。また、世帯員のうち、市町村民税所得割が 46 万円以上の方がいる場合は、補装具費支給の対象外となります。

申請に必要なもの

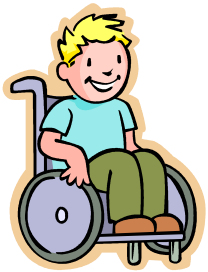

○補装具費（購入・修理）支給申請書
○身体障害者手帳
○特定医療費（指定難病）受給者証または医師の診断書
○印かん
○世帯全員の所得課税証明書（※津山市で確認できる方は省略できます）
○個人番号のわかるもの（通知カード、個人番号カードなど）
○身分証明書（運転免許証、障害者手帳、保険証など）
○対象者が 18 歳未満の場合、指定医療機関の医師の意見書
○対象者が 18 歳以上の場合、岡山県身体障害者更生相談所の判定
○補装具の購入及び修理に係る見積書

※聞き取りによって上記以外の書類が必要になる場合があります。
※労働者災害補償保険等でも補装具を交付される場合があります。また、治療用装具（コルセットなど）の場合は、健康保険を利用することができます。
資格がある方については、これらを優先して利用していただきます。
※成長に伴って短期間での交換が必要な場合等は、貸与（借受け）が適切とする場合があります。

難聴児補聴器購入費等の助成

難聴児補聴器購入費等助成金交付事業

市役所１階窓口 10 番 障害福祉課
TEL:32-2067
FAX:32-2153

軽度・中等度の難聴のある子どもの健全な発育やコミュニケーション能力の習得を促進するため、補聴器（補聴援助システムを含む）を購入に必要となる費用の一部を助成します。

対象者：津山市内在住の両耳の聴力レベルが 30 デシベル以上または 30 デシベル未満で医師が装用の必要を認めた、身体障害者手帳の交付対象とならない 18 歳未満の難聴のある子ども。
なお、本人または世帯員のうち、市町村民税所得割が 46 万円以上の方がいる場合は交付対象外となります。

助成内容：新規及び更新の補聴器購入費の 3 分の 2。ただし、下記の表の基準価格を限度額とします。
更新の場合は、原則として前回購入日から 5 年経過後とします。

補聴器の種類	１台あたりの基準価格(円)	基準価格に含まれるもの	耐用年数
軽度・中等度難聴用ポケット型	43,200	①補聴器本体（電池を含む） ②イヤモールド ※イヤモールドを必要としない場合は基準価格から 9,000 円を除く。 ※乳幼児の場合は基準価格に 4,500 円加算できる。	原則 ５年
軽度・中等度難聴用耳かけ型	52,900		
高度難聴用ポケット型	43,200		
高度難聴用耳かけ型	52,900		
重度難聴用ポケット型	64,800		
重度難聴用耳かけ型	76,300		
耳あな型（レディメイド）	87,000	①補聴器本体（電池を含む）	
耳あな型（オーダーメイド）	137,000		
骨導式ポケット型	70,100	①補聴器本体（電池を含む） ②骨導レシーバー ③ヘッドバンド	
骨導式眼鏡型	127,200	①補聴器本体（電池を含む） ②平面レンズ	
骨導式カチューシャ型（注３）	180,000	①補聴器本体（電池を含む。）	
軟骨伝導補聴器（注３）	175,000	①補聴器本体（電池を含む。）	

（注３）難聴児の障害の現症や生活環境その他真にやむを得ない事情により、他の補聴器では対応できない場合に限る。

補聴援助システム

区分	１台あたりの基準価格（円）	基準価格に含まれるもの	耐用年数
送信機	128,000	充電池を含む。	原則 ５年
受信機	92,000		
オーディオシュー	5,000		

申請に必要なもの（※購入前に申請の手続きが必要です。）
〇難聴児補聴器購入費等助成金交付申請書
〇難聴児補聴器購入費等助成金交付意見書（3 歳未満児用/3 歳以上児用）
〇身体障害者手帳交付に係る却下決定通知書（写）※身体障害者手帳の交付の対象となる可能性のある場合のみ
〇意見書の処方に基づき、公益財団法人テクノエイド協会認定補聴器専門店が作成した見積書
〇対象児の属する世帯全員の所得課税証明書

請求に必要なもの
〇難聴児補聴器購入費等助成金請求書※領収書を添付すること

手当・年金・給付金など

特別児童扶養手当

市役所１階窓口 10 番 障害福祉課
TEL:32-2067
FAX:32-2153

申請できる方：次の要件のうちどちらかに当てはまる 20 歳未満の子どもを育てている方
・身体障害者手帳の１・2・3 級と 4 級の一部に該当する程度の障害の状態にある子
・知的障害、精神障害の重度・中度の障害の状態にある（診断書などによる）子

内容：支給は申請の翌月からで、毎年 3 回（4 月、8 月、11 月の各月 11 日）それぞれの前月分までを申請者の銀行口座に振り込みます。
※申請者、その配偶者または扶養義務者の所得により、支給制限があります。
国内に住所がないとき、施設（通園施設は除く）に入所しているときなどは対象となりません。

手続方法：申請者と対象児童の戸籍謄（抄）本、所定の診断書（身体障害者手帳または療育手帳の等級によっては、手帳の写しにより省略可）、申請者名義の銀行通帳、申請者、対象児童及び配偶者または扶養義務者の個人番号のわかるもの、身分証明書を持って、市役所１階障害福祉課で申請をしてください。
（申請書・診断書の用紙は窓口にあります。）

障害児福祉手当

市役所１階窓口 10 番 障害福祉課
TEL:32-2067
FAX:32-2153

申請できる方：20 歳未満の子どもで、日常生活に常時介護を必要とする、おおむね下記の状態に当てはまる方に支給されます。
・身体障害者手帳…1 級または 2 級の一部の方
・療育手帳…A のうち最重度の方

内容：支給は申請の翌月からで、毎年 4 回（2 月、5 月、8 月、11 月の各月 10 日）それぞれの前月分までを申請者の銀行口座に振り込みます。

※受給対象者、その配偶者または扶養義務者の所得により、支給制限があります。
施設（通園施設は除く）に入所している方は対象となりません。
診断書の内容により認定の判断をするため、認定却下になる場合があります。
診断書にかかる費用は自己負担となります。
手続方法：所定の診断書（療育手帳の等級によっては、手帳の写しにより省略可）、印かん、申請者（対象児童）名義の銀行通帳、申請者（対象児童）及び扶養義務者の個人番号のわかるもの、身分証明書を持って、市役所１階障害福祉課で申請してください。
（申請書・診断書の用紙は窓口にあります。）

特別障害者手当

市役所１階窓口 10 番障害福祉課
TEL:32-2067
FAX:32-2153

申請できる方：著しく重度で身体または精神・知的に永続する障害があり、日常生活において常時特別の介護を必要とする 20 歳以上の在宅の方で、下記のいずれかに当てはまる方

（1）両上肢、両下肢又は体幹機能の障害で身体障害者手帳１級または２級に該当する程度の障害があり、かつ日常生活活動が著しく困難な方
（2）内部機能の障害で身体障害者手帳１級に該当する程度の障害があり、長期にわたり絶対安静の方
（3）特に重度の知的障害・精神障害または認知症等で、日常生活において常に特別な介護が必要な方
（4）身体障害者手帳１級または２級程度の異なる障害が重複している方
（5）身体障害者手帳１級または２級程度の障害と、重度の知的障害・精神障害が重複している方
（6）身体障害者手帳３級程度以上の障害と、最重度の知的障害・精神障害が重複している方

内容：支給は申請の翌月からで、毎年４回（2 月、5 月、8 月、11 月の各月 10 日）それぞれの前月分までを申請者の銀行口座に振り込みます。

※受給対象者、その配偶者または扶養義務者の所得により、支給制限があります。
施設（通園施設は除く）に入所している方、病院に３ヶ月を超えて入院している方は受給できません。
診断書の内容により認定の判断をするため、認定却下になる場合があります。
診断書にかかる費用は自己負担となります。

手続方法：所定の診断書（療育手帳の等級によっては、手帳の写しにより省略可）、印かん、申請者名義の銀行通帳、申請者、その配偶者または扶養義務者の個人番号のわかるものを持って、市役所１階障害福祉課で申請してください。
（申請書・診断書の用紙は窓口にあります。）

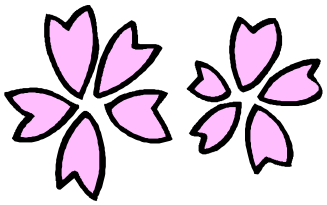

津山市重度障害者特別給付金

市役所１階窓口 10 番障害福祉課
TEL:32-2067
FAX:32-2153

申請できる方:重度の障害がある方で昭和 57 年 1 月 1 日以前に 20 歳になった外国人などで、同日前に重度障害者であった人などで公的年金制度に加入できず、障害基礎年金などの受給資格のない方。

内容：年額 300,000 円を毎年 9 月、3 月に分けて申請者の銀行口座に振り込みます。

手続方法：身体障害者手帳もしくは療育手帳、印かん、申請者名義の銀行通帳、外国人登録済み証明書を持って窓口へおいでください。

児童扶養手当

津山すこやか・こどもセンター1 階 子育て推進課
TEL:32-2065

申請できる方：ひとり親家庭などのほか、父または母に身体障害者手帳おおむね 1～2 級程度、または労働不能で常時監視や介護を要する 2 級以上程度の精神の障害があり、18 歳未満の児童を育てている方（一部 18 歳以上でも可）

内容：支給は申請の翌月分からで、奇数月にそれぞれの前月分までを受給者の銀行口座に振り込みます。
支給額は受給者及び同居の扶養義務者の所得に応じて毎年 11 月分から改定されます。

※父または母の障害の内容や障害年金の受給状況（子どもの加算を含む）、その他の公的年金の受給状況や児童の施設入所などにより支給制限があります。

手続方法：印かん・身体障害者手帳または療育手帳・年金手帳（障害年金等公的年金受給者の場合は年金証書）・戸籍謄本・受給者名義の受け取り希望口座のわかるもの・受給者、児童及び扶養義務者の個人番号のわかるもの及び受給者の身分証明書等の他に、状況によって添付していただく書類があります。詳しくはお問い合わせください。

障害基礎年金

市役所１階 市民窓口課
（国民年金担当）
TEL:32-2072

申請できる方：身体または精神、知的な障害により日常生活が困難な状態となった20歳以上で下記に当てはまる方。

・障害認定日（初診日から1年6ヶ月を経過した日または症状が固定した日）に国民年金の障害等級（1級または2級）に当てはまる障害があること。
・初診日（障害について病院で最初に見てもらった日）に国民年金に加入または60歳以上65歳未満で、国民年金の保険料を一定以上納めていること。(20歳以前の初診がある人は除きます。)
・20歳以前に障害があり病院で見てもらっていた人は、20歳になったときに年金の支給条件に該当していれば年金が支給されます。20歳になったらすぐ申請しましょう。(所得により支給制限があります)

内容：毎年2、4、6、8、10、12月の各月15日に金融機関の本人口座に振り込みます。
18歳までの子（障害のある子は20歳未満）がいる場合は加算があります。

手続方法：診断書の用紙は窓口にありますので、事前にご相談ください。

※平成17年4月から、国民年金に任意加入していなかったため、障害基礎年金を受けていない障害者を対象とした「特別障害者給付金等制度」が創設されました。
支給の対象は、(1) 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生、または (2) 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象者であった厚生年金等の被保険者の配偶者で、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の1級、2級の障害の状態にある人です。

※勤務先で厚生年金や共済年金に加入している間に発生した病気やけががもとで障害の状態になられた場合、障害厚生年金又は障害共済年金が支給されます。
詳しくは、厚生年金加入の方は津山年金事務所（TEL::31-2360）に、共済年金加入の方はお勤め先の共済組合にお問い合わせください。

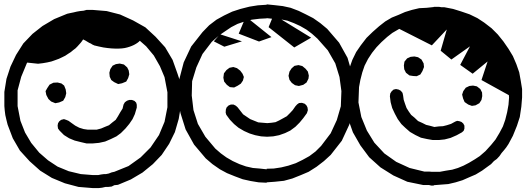

傷病保障年金・損害補償給付

業務上、あるいは通勤による病気やけがに対して、労働者災害補償保険による年金や給付があります。

詳しくは、津山労働基準監督署（TEL:22-7157）にご相談ください。

岡山県心身障害者（児）扶養共済

市役所１階窓口 10 番 障害福祉課
TEL:32-2067FAX:32-2153

加入できる方：1～3 級の身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方の保護者で次の 3 つの要件すべてに当てはまる方。

・県内に住所があること
・4 月 1 日現在に 65 歳未満であること
・特別の病気や障害がないこと

内容：障害のある方の保護者が加入者となり、掛金を納付することで保護者が万一死亡した（または重度の障害になった）ときに、障害のある方へ 1 口につき終身毎月 2 万円の年金を支給します。掛金は 1 口月額 9,300 円～23,300 円（2 口まで加入できます。）で、加入時の加入者の年齢で掛金は異なります。生活保護、低所得世帯などには掛金の減免があります。

手続方法：身体障害者手帳または療育手帳、世帯員全員の住民票、印かんを持って、市役所 1 階障害福祉課で申請してください。

特別支援教育就学奨励費

小・中学校に在籍する、障害のある児童生徒の保護者に対して、学校生活に必要な経費（学校給食費、学用品購入費等）の一部を国と市町村が負担する制度があります。

詳しくは、津山市教育委員会学校教育課就学事務係（TEL:32-2116）にお問い合わせください。

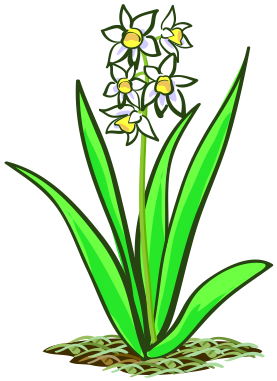

保育・療育・教育

保育所（園）への入所

津山すこやか・こどもセンター1 階 こども保育課
TEL:32-7028

内容：市内の保育所（園）・認定こども園で、障害のあるお子さんが集団の中でともに育ちあう保育を実施しています。
各保育所（園）・認定こども園もしくはこども保育課でご相談ください。

幼稚園への入園

津山すこやか・こどもセンター1 階 こども保育課
TEL:32-7028

内容:障害のある幼児の市立幼稚園への入園などについては各幼稚園もしくはこども保育課へご相談ください。

津山市特別支援教育推進センター

市立北小学校通級指導教室
TEL:32-3955
市立西小学校通級指導教室
TEL:23-4661
市立津山西中学校通級指導教室
TEL:23-3184

利用できる方：幼児、小学生、中学生

内容：
・教育相談
ことばやコミュニケーション、情緒面での相談や発達障害（自閉症、ADHD、学習障害など）についての相談をお受けします。（要予約）
・通級による指導
幼児や通常学級にいる小学生、中学生で、特別な教育的ニーズがある子どもに、当教室での教育相談後、必要に応じて、週 1、2 回、1～2 時間程度、通級による指導・支援（個別指導、グループ指導）を行います。

小・中学校への入学

市役所 4 階 学校教育課
TEL:32-2115

内容：障害のある児童の小・中学校への入学などについては、市教育委員会学校教育課へご相談ください。

心身障害児福祉相談（療育相談）

岡山県手をつなぐ親の会
TEL:086-226-3538

⇒5 ページ参照

児童発達支援事業所「てけてけ」

津山すこやか・こどもセンター2 階
療育センター
TEL:32-2174

⇒2 ページ参照

岡山県医療的ケア児支援センター

旭川荘療育・医療センター
TEL：086-275-4518
FAX：086-275-9323

内容：医療的ケア児とそのご家族が、地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児とそのご家族、市町村・医療機関などの関係機関からの相談に応じます。

わくわくサマー体験教室

社会福祉協議会
TEL:23-5130

利用できる方：さまざまな障害のある子どもたちとその家族の方で、親子による参加ができる方

内容：夏休み期間中、運動やデイキャンプなどのメニューによる体験教室を開催します。

参加費：一部参加費が必要となります。

申込方法：社会福祉協議会へお問い合わせください。

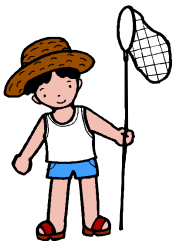

おもちゃ図書館

社会福祉協議会
TEL:23-5130

利用できる方：障害のある子どもたち

内容：障害のある子どもたちが、ボランティアや友達と一緒にいろいろなおもちゃで楽しく遊べる場です。
開館日には随時ボランティアがいます。親子連れでご自由に遊びにきてください。
おもちゃの貸し出しもしております。

開館日：毎月第 1 日曜日、第 3 土曜日午前 10 時～午後 3 時

場所：津山市総合福祉会館 3 階

特別児童扶養手当

市役所 1 階窓口 10 番 障害福祉課
TEL:32-2067
FAX:32-2153

⇒16 ページ参照

障害児福祉手当

市役所 1 階窓口 10 番 障害福祉課
TEL:32-2067
FAX:32-2153

⇒16 ページ参照

育成医療

⇒9 ページ参照

市役所 1 階窓口 10 番 障害福祉課
TEL:32-2067
FAX:32-2153

小児慢性特定疾患医療給付

⇒10 ページ参照

美作保健所 保健課地域保健班
TEL:23-0148

交通関係

JR・私鉄運賃の割引

利用できる方及び内容：身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方やその介護者が鉄道を利用する場合、下表のような割引が受けられます。

	乗車形態	年齢	割引対象	割引率
第１種	本人が単独で片道 100km を超える区間を利用する	制限なし	普通乗車券	5 割引
	本人が介護者とともに利用する（距離の制限なし）	12 歳未満	普通乗車券 回数券・急行券	本人・介護者とも 5 割引
			定期券	介護者のみ 5 割引
		12 歳以上	普通乗車券 回数券・急行券 定期券	本人・介護者とも 5 割引
第２種	本人が単独で片道 100km を超える区間を利用する	制限なし	普通乗車券	5 割引
	本人が介護者とともに利用する（距離の制限なし）	12 歳未満	定期券	介護者のみ 5 割引

※第１種・第２種の区別は手帳に記載しています。
※上記は JR の一覧表ですが、私鉄も同様の割引があります。

利用方法：
①自動券売機で身体障害者マークの切符（ない場合は小児運賃の切符）を購入し、改札で手帳を提示する。
②切符販売窓口で手帳を提示して購入する。

※各社により取扱が若干異なります。詳しくは各社窓口でお尋ねください。

バス料金の割引

利用できる方及び内容：第１種の身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方は、本人・介護者とも料金が 5 割引、第２種の方は本人のみ 5 割引になります。なお、定期券は 3 割引になります。

利用方法：料金を払うときに手帳を見せてください。定期券を購入する場合は、窓口で手帳を見せてください。

タクシー料金の割引

津山タクシー協会（勝田交通内）
TEL:22-1234

利用できる方：身体障害者手帳または療育手帳を持っている方。

内容：料金の１割引

手続き：乗車の際、運転手さんに手帳を見せてください。

有料道路通行料金の割引

市役所１階窓口 10 番 障害福祉課
TEL:32-2067
FAX:32-2153

利用できる方：第２種の身体障害者手帳所持者（本人運転のみ）又は第１種の身体障害者手帳か療育手帳 A をお持ちの方（介護者の運転も可）

内容：

（1）対象車両

①第２種の身体障害者手帳をお持ちの方が自ら運転する乗用自動車、軽自動車
②第１種の身体障害者手帳か療育手帳 A をお持ちの方を載せて、介護者が運転する乗用自動車、軽自動車

（2）割引料金額

通常料金の半額

(3)対象道路

全国有料道路株式会社及び都道府県所管の有料道路など

手続き：福祉事務所で以下の必要書類により、割引の登録手続きをします。
①ETC を利用しない場合
・身体障害者手帳または療育手帳
・自動車車検証
・運転免許証（障害者本人が運転する場合）
＊自動車未所有等の場合、車両を事前登録せずとも要件を満たせば割引対象になります。
②ETC を利用する場合
①に加えて、ETC カード（原則、障害者本人の名義のもの）、ETC の車載器の管理番号が確認できるもの（ETC セットアップ申込書・証明書など）をお持ちください。
※要件確認のため別途書類が必要な場合があります。

有効期限：最初の申請から 2 回目の誕生日まで有効で、その後は 2 年ごとの誕生日が有効期限となります。有効期限の更新申請は期限の 2 か月前から可能です。

国内航空運賃の割引

利用できる方：身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの 12 歳以上の方

利用方法：航空券販売窓口で身体障害者手帳または療育手帳を提示してください。
介助者が付き添う場合は、同一搭乗区間を同時に購入してください。

内容：本人と介護者１名又は本人のみ
※割引の対象及び割引率は航空会社、路線によって異なりますので、詳細は航空会社にお尋ねください。

フェリー運賃の割引

利用できる方：身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方
※精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方も割引の対象になる場合があります。

内容：チケット売り場で手帳を見せてください。運賃がおおむね 5 割引になります。

第 1 種身体障害者手帳、「A」の療育手帳をお持ちの方	本人・介護者ともおおむね 5 割引
第 2 種身体障害者手帳、「B」の療育手帳をお持ちの方	本人のみおおむね 5 割引

※車両運搬料は対象外です。
※なお、介護者の割引等の内容は会社によって異なります。
詳しくは直接船舶会社にお問い合わせください。

福祉タクシー

勝田交通
TEL:22-1234

利用できる方：車いすや寝たきりでストレッチャーをご利用の方

内容：リフト付ワゴン車（お客様 5 人乗り）を中型タクシー料金（基本料金 570 円）で、車いすなら 2 台までそのまま乗れます。
ストレッチャー付ですので、寝たきりの方も安心してご利用になれます。

利用方法：運行先の勝田交通へ前もって電話してください。
予定が分かればなるべく前日までに予約をお願いします。

リフト付ワゴン車「さわやか号」貸出

社会福祉協議会
TEL:23-5130

利用できる方：車いす利用の方

内容：車いすを利用されている方の外出を援助するためにリフト付ワゴン車（普通車）を無料（ガソリン代は利用者負担）でお貸ししています。
「さわやか号」は車いす 2 台が乗れ、普通免許で運転できます。

利用方法：社会福祉協議会へ電話で予約してください。

福祉バス「さくら号」（リフト付）の貸出

市役所 1 階窓口 10 番 障害福祉課
TEL:32-2067
FAX:32-2153

利用できる方：市内の障害者関係団体や施設で、おおむね 12 名以上の利用者がいるとき

内容：23 人乗り（車いす 2 人、座席 15 人、補助席 6 人）、運転には大型免許が必要です。
利用料は無料ですが、給油代は利用者の負担です。

利用方法：電話または窓口で予約し、利用 15 日前までに申請書を提出してください。
予約は利用の 3 か月前から可能です。

福祉移送サービス

市役所 1 階窓口 10 番 障害福祉課
TEL:32-2067
FAX:32-2153

利用できる方：下肢または体幹機能障害で 1～3 級の身体障害者手帳をお持ちで、次の要件に当てはまる方
・市内に住所のある方
・市民税所得割非課税の世帯

内容：障害のある方の自立と社会参加を目的として、会員制で事前の申し込みにより、リフト付軽四自動車で移送サービスを提供します。
利用するためには、津山市福祉移送サービス会（NPO 法人津山市障害者福祉協会）の会員となる必要があります。なお、介助者は利用者が確保してください。

会費・利用料：津山市福祉移送サービス会は会員の会費と利用料で運営します。
・会費年額 2,000 円
・利用料 1 時間あたり 900 円

手続方法：身体障害者手帳、印かんを持って窓口においでください。

タクシー・バス利用料・給油代の助成

市役所１階窓口 10 番 障害福祉課
TEL:32-2067
FAX:32-2153

内容：下記の表に当てはまる方へ社会参加を促進するためにタクシー利用券、自家用自動車給油券、バス利用券のうち、いずれか１種類が交付されます。

区分	交付枚数	利用できる方	
タクシー利用券の助成（利用券１枚あたり 400 円）	１月につき利用券４枚	身体障害者手帳１級 下肢・体幹機能障害２級 療育手帳 A	低所得世帯（市民税所得割非課税）
	１月につき利用券 16 枚	じん臓機能障害１級	低所得世帯（市民税所得割非課税）
	１月につき利用券８枚		それ以外の世帯
自家用自動車給油券の助成（利用券１枚あたり 400 円）	１月につき利用券２枚	身体障害者手帳１級 下肢・体幹機能障害２級 療育手帳 A	低所得世帯（市民税所得割非課税）
	１月につき利用券８枚	じん臓機能障害１級	低所得世帯（市民税所得割非課税）
	１月につき利用券４枚		それ以外の世帯
バス利用券の助成（利用券１枚あたり 100 円）※1 回の乗車につき５枚まで	１月につき利用券 15 枚	身体障害者手帳１級 下肢・体幹機能障害２級 療育手帳 A	低所得世帯（市民税所得割非課税）
	１月につき利用券 60 枚	じん臓機能障害１級	低所得世帯（市民税所得割非課税）
	１月につき利用券 30 枚		それ以外の世帯

手続方法：申請が必要ですので、該当になる方は身体障害者手帳または療育手帳、印かんをを持って、市役所１階障害福祉課で申請してください。
給油券を申請の場合は、登録する車（自家用車）の車検証が必要です。

自動車関係

自動車税・自動車取得税の減免・免除

美作県民局 税務部課税課
TEL:23-1272

利用できる方：一定の条件に当てはまる身体障害、知的障害のある方で日常生活に必要な車
詳しくは、上記の県民局にお問い合わせください。

軽自動車税の減免

市役所2階窓口2番 税制課諸税係
TEL:32-2017

利用できる方：自動車税などと同様に障害のある方が使用する場合、軽自動車税の減免を受けることができます。
ただし、自動車税と両方の減免を受けることはできません。

手続き：毎年5月上旬に送られてくる納税通知書と運転免許証、身体障害者手帳または療育手帳、印かんを持って、納期限までに税制課諸税係へ申請してください。

運転免許取得の助成

市役所1階窓口10番 障害福祉課
TEL:32-2067
FAX:32-2153

利用できる方：身体障害者手帳（1級または2級）をお持ちで、免許取得により就労や社会参加などが見込まれる方。

内容：免許の取得に直接要した費用の3分の2以内で、100,000円を上限として助成します。
※年度内で助成の受付件数に制限があります。

手続き：**免許取得の事前（自動車学校入校前）**に、自動車操作訓練費助成申請書、身体障害者手帳、経費見積書、印かんを持って障害福祉課へ申請してください。

自動車改造の助成

市役所1階窓口10番 障害福祉課
TEL:32-2067
FAX:32-2153

利用できる方：身体障害者手帳をお持ちの方のうち、上肢、下肢または体幹機能障害の障害等級が1級または2級であって、本人が車を所有し、運転する方。
（障害の程度は、単独の障害で1級または2級の場合に限りますので、例えば上肢3級・下肢3級で総合等級が2級の場合には対象になりません。）

内容：自動車の改造に直接要した費用で100,000円を上限として助成します。
※所得制限、年度内で助成の受付件数に制限があります。
助成を受けられるのは5年に1回を限度とします。

手続き：**車の改造作業を始める前**に、自動車改造助成費給付申請書、改造費に係る見積書、改造前の車の写真、身体障害者手帳、印かんを持って障害福祉課へ申請してください。

※申請受付は、改造前のものが対象となります。

駐車禁止除外指定車標章の交付

津山警察署
TEL:25-0110
津山市身体障害者福祉協会
TEL:24-6808

※津山市身体障害者福祉協会は身体障害の方の交付手続きのみとなります。
　申請には手帳と印かんが必要です。

利用できる方：下表に該当する方（有効期限３年）

身体障害者			等級	備考
視覚障害			４級以上	ただし、４級の１
平衡機能障害			３級以上	
聴覚障害			３級以上	
肢体不自由	上肢		２級以上	ただし、２級の２
	下肢		４級以上	
	体幹		３級以上	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能）	上肢機能	２級以上	１上肢のみに運動機能障害がある場合を除く
		移動機能	４級以上	
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうもしくは直腸、小腸、免疫、肝臓機能障害			３級以上	

知的障害者	療育手帳 A

障害者のための国際シンボルマーク

「障害のある人々が利用できる建築物や公共輸送機関であることを示す、世界共通のマーク」です。個人の車に表示することは、国際シンボルマーク本来の主旨とは異なっており、障害のある方が乗車していることを、周囲にお知らせする程度の表示になります。

したがって、個人の車に表示しても、道路交通法上の規制を免れるなどの法的効力はありません。駐車禁止を免れる、障害者専用駐車場が優先的に利用できるなどの証明にはなりませんので、ご理解の上ご使用ください。

津山市身体障害者福祉協会でも販売しています。（津山市総合福祉会館３階）

「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証の交付

市役所１階窓口 10 番 障害福祉課 TEL:32-2067
窓口 11 番 高齢介護課 TEL:32-2070
津山すこやか・こどもセンター1 階 健康増進課 TEL:32-2069

内容：身体等に障害があり、歩行が困難な方を対象に、身体障害者等用駐車場の駐車スペースを優先して利用ができるよう、駐車場利用証を交付します。

対象者：下記に該当する歩行が困難な方（対象者によって有効期限が異なります。）
●身体障害のある方

身体障害区分			等級
視覚障害			1・2・3・4 級
聴覚または平衡機能の障害		平衡機能障害	3・5 級
肢体不自由		上肢	1・2 級
		下肢	1・2・3・4・5・6 級
		体幹	1・2・3・5 級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1・2 級
		移動機能	1・2・3・4・5・6 級
内部機能障害		心臓機能障害	1・3・4 級
		じん臓機能障害	1・3・4 級
		呼吸器機能障害	1・3・4 級
		ぼうこうまたは直腸機能障害	1・3・4 級
		小腸機能障害	1・3・4 級
		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1・2・3・4 級
		肝臓機能障害	1・2・3・4 級

※聴覚障害及び音声・言語機能またはそしゃく機能障害は対象外となります。
●知的障害のある方・・療育手帳の障害程度が「A」
●精神障害のある方・・精神障害者保健福祉手帳の等級が「1 級」
●高齢の方・・・・・・介護保険被保険者証の要介護状態区分が「要介護 1～5」
●難病の方・・・・・・特定医療費（指定難病）受給者
●けが人・・・・・・・車いす、杖などの使用が必要であると認められた方
●妊産婦・・・・・・・妊娠 7 ヶ月から産後 2 年までの方（産後は乳児同乗の場合のみ）
多胎児の場合は妊娠 5 か月から産後５年まで
●その他・・・・・・・診断書などにより、駐車場の利用に配慮が必要と認められる方

申請に必要なもの：
〇障害のある方・・・・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
〇高齢の方・・・・・・介護保険被保険者証
〇難病の方・・・・・・特定医療費（指定難病）受給者証
〇けが人・・・・・・・医師の診断書等（歩行が困難と認められる場合）及び身分証明書
〇妊産婦・・・・・・・母子健康手帳
〇その他・・・・・・・医師の診断書等（歩行が困難と認められる場合）及び身分証明書
※代理の方が申請をする場合、代理人の方の身分証明書が必要となります。

税金・公共料金関係

所得税・住民税などの障害者控除

・所得税・相続税・贈与税……津山税務署（津山市田町 67、TEL:22-3147）
・住民税（市県民税）……**市役所 2 階窓口 3 番 課税課市民税係**
（TEL:32-2015/FAX:32-2151）

利用できる方：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、またはそれらをお持ちの方がいる世帯

内容：所得税、住民税などの障害者控除があります。給与所得者は年末調整の時期に、確定申告される方はその申告時に障害者控除の申請をしてください。
その他、相続税の障害者控除や消費税の非課税品目などの優遇措置があります。詳しくは各担当にお問い合わせください。

・個人事業税……美作県民局課税課（津山市山下 53、TEL:23-1272）

利用できる方：あん摩、はり、きゅう、その他医業に類する事業を行う方で、両眼の視力が０．０６以下の方

内容：個人事業税が非課税となります。詳しくは担当にお問い合わせください。

NHK 放送受信料の減免

市役所 1 階窓口 10 番 障害福祉課
TEL:32-2067
FAX:32-2153

利用できる方：
・全額免除…身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる市民税非課税世帯
・半額免除…視覚・聴覚障害者及び 1 級～2 級の身体障害者手帳、「A」の療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方が世帯主かつ契約者の場合

手続方法：身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳と印かんを持って障害福祉課で申請してください。

※制度の詳細は NHK 岡山放送局営業部（岡山市北区駅元町 15-1、TEL:086-214-4700）へお問い合わせください。

ファクスによる電話・ファクス番号の案内

NTT ふれあいファクス
FAX:0120-000-104

手続方法：用紙（サイズは自由）にご自分の名前、ファクス番号、問い合わせ内容（住所、名前、業種、調べるのは電話番号かファクス番号かなど）を記入し、ファクスで送信します。その後、NTT より折り返し返答のファクスが届きます。
※受付時間は 24 時間（年中無休）です。通話料は無料ですが、電話番号案内料が別途必要となります。

NTT 電話番号の無料案内

NTT 津山支店（津山市大手町 1-1）
TEL:24-2215
フリーダイヤル 0120-104-174

利用できる方：
・視覚障害 1 級～6 級、上肢・体幹または運動機能障害 1 級～2 級の身体障害者手帳をお持ちの方
・療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

内容：無料で「104」の電話番号案内が利用できます。

手続方法：NTT に電話で申込書を請求し、郵送された申込書に必要事項を記入し、返送してください。

点字郵便物郵便料金の免除

津山郵便局（津山市元魚町 18）
TEL:22-2070

利用できる方：次の郵便物を出される方

点字郵便物の減額	①点字のみの郵便物（同じ内容の墨字も可） ②視覚障害者用の録音テープなどの録音物または点字用紙を内容とする郵便物（点字図書館、点字出版施設あてに差し出す場合、またはそこから返送される場合）	無料
点字小包の減額	点字郵便物として差し出せない大型のものなどを小包にする場合	半額
障害者用小包の減額	図書館から重度障害のある方に郵送で貸し出す場合、または返送される場合	半額

手続方法：各郵便局までお尋ねください。

携帯電話割引サービス

携帯電話会社ごとに割引サービスがあります。
詳細は各社にお問い合わせください。

自動車税・自動車取得税の減免

⇒29 ページ参照

軽自動車税の減免

⇒29 ページ参照

新マル優制度（少額貯蓄等の非課税制度）

利用できる方：身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方、障害基礎年金などを受給している方又は特別障害者手当などを受給している方
※制度についての詳細は、金融機関でご確認ください。

内容：金融機関で手続きを行うと、郵便貯金の利子、少額貯金（銀行などの預貯金）の利子及び少額公債の利子が、それぞれ元本または額面 350 万円（合計 700 万円まで）非課税になる場合があります。

手続方法：郵便局、銀行などの金融機関へ手帳や証書を持って申請してください。

施設利用料などの割引

文化施設
利用できる方：身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方と付添いの方（1 人まで）
内容：下記の施設の入館料が全額免除となります。
・津山郷土博物館（津山市山下 92）TEL:22-4567
・津山洋学資料館（津山市西新町 5）TEL:23-3324
手続方法：入館のとき手帳をお見せください。
※津山弥生の里文化財センター（TEL:24-8413）は入場無料です。

有料都市公園
利用できる方：身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方と付添いの方（1 人まで）
内容：下記の有料公園の利用料が全額免除となります。
・鶴山公園（津山城跡）（津山市山下 135）TEL:22-4572
手続方法：入園のとき手帳をお見せください。

スポーツ施設
利用できる方：行事の主催者が身体障害者団体である方
内容：下記の施設の利用料が 1/2 減額となります。
・岡山県津山総合体育館 TEL:24-0202FAX:24-7235
・岡山県津山陸上競技場 TEL:24-3773FAX:24-8574
手続方法：利用申請のとき、お申し出ください。
※その他の津山市が管理するスポーツ施設等にも減免の制度があります。詳細は利用する施設にご確認ください。

いろいろな支援

手話通訳者・要約筆記者の派遣

手話通訳者：**市役所１階窓口 10 番障害福祉課**
TEL:32-2067
FAX:32-2153
要約筆記者：社会福祉協議会
TEL:23-5130
FAX:24-2979

利用できる方：市内在住または市内で勤務している方で、聴覚に障害があり、会話などを円滑にするために手話通訳者や要約筆記者が必要な方

内容：本人の外出先などへ通訳者などを派遣し、意思疎通の支援を行います。
利用時間は午前 9 時から午後 5 時までの間で、1 回につき 4 時間以内、1 週間に 5 回まで利用できます。

費用：無料

手続方法：ファクスまたは電話で申し込み、後日申請書を提出してください。

盲ろう者向け通訳・介助員の派遣

利用できる方：視覚と聴覚の両方に障害があり、会話や外出を円滑にするために通訳・介助員が必要な方。

内容：盲ろう者向け通訳・介助員を派遣し、移動や意思疎通の支援や情報保障を行います。

手続方法：岡山県盲ろう者向け通訳・介助員派遣事務所にご相談ください。
TEL・FAX 兼　24-5032
E-mail/ okayama-db.ic-temp@docomo.ne.jp

車いすなどの福祉機器の無料貸出

社会福祉協議会
TEL:23-5130

利用できる方：障害のある方、高齢の方など
※介護保険で対応できる場合は、介護保険の利用をお願いします。

内容：車いす、電動ベッド、入浴用品、杖などの歩行器、その他いろいろな用具をそろえています。

費用：無料

手続方法：社会福祉協議会にご相談ください。

紙おむつの安価配布

社会福祉協議会
TEL:23-5130

利用できる方：在宅で介護を受けている方がいる家庭

内容：年1回、「社協だより」12月号（11月頃発行）でお知らせします。紙おむつが定価の半額程度の値段で、業者に自宅まで宅配してもらえます。宅配した業者に各自が料金を払います。

手続方法：社会福祉協議会までお電話にてご相談ください。

高齢者食事サービス

市役所1階窓口11番 高齢介護課
TEL:32-2066

利用できる方：市民税所得割非課税の、一人暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯の方で心身の障害及び疾病などの理由により、特に必要と認められる方。

内容：月曜日から金曜日の昼食に、一食410円（税込）でお弁当を宅配します。

手続方法：ケアマネージャー、津山地域包括支援センターの職員を通じて高齢介護課にお申し込みください。

緊急通報システムの貸出

市役所1階窓口11番 高齢介護課
TEL:32-2066

利用できる方：おおむね65歳以上の一人暮らしの高齢者、70歳以上の高齢者のみの世帯、一人暮らしの重度身体障害（上肢・下肢・体幹・心臓）のある方で、市民税非課税世帯の方。

内容：緊急通報ができる特別の機器とペンダント型のスイッチにより、家の中や庭先などでの急な体調の変化や火災などのときに、ボタンを押すことであらかじめ登録した近所の人に自動的に連絡が取れます。

費用：無料（通話料は別途必要です。）

手続方法：連絡先として近所の協力してくれる人3名が必要となります。
申請書に民生委員の証明をもらってから、高齢介護課にお申し込みください。

郵便による不在者投票

市役所東庁舎1階 選挙管理委員会事務局
TEL:　32-2143

重度の身体障害により投票所へ行くことが困難な方のために、郵便による不在者投票制度があります。

声の広報

市役所3階 秘書広報室
TEL:32-2029

「広報つやま」の主な内容をテープなどに録音し、必要な方に発行しています。
「情報ホットライン」（テレビ番組）は、字幕で作成し放送しています。

視覚障害者用図書の貸出

津山市立図書館（新魚町アルネ4階）
TEL:24-2919

大型活字図書、ラジオドラマなどのCD、デイジー図書（視覚障害者用録音図書）、字幕つきビデオ（邦画・洋画）、点字図書などがあります。ご利用ください。また、ご利用について、お気軽にご相談ください。

各種講習会

神南備園
TEL:24-9402

<u>発声教室</u>
病気などで咽頭（のどの声帯）を取り除いたために声が出なくなった方の発声能力を食道発声法や発声器などにより補います。
毎月第1・3日曜日午後1時～3時神南備園で開催しています。

<u>パソコンクラブ</u>
パソコンを上手に使えるよう、楽しみながらいろいろな操作にチャレンジしています。
毎週金曜日午後4時半～7時半神南備園で開催しています。

点字図書・録音図書の貸出

岡山県視覚障害者センター
（岡山市北区西古松268-1）
TEL:086-244-1121

利用できる方：岡山県内在住の視覚障害による身体障害者手帳をお持ちの方

内容：点字図書、録音図書（CD・テープ）が無料で借りられます。

手続方法：利用される前に電話での「利用者登録」が必要です。登録後、図書目録が送付されますので、電話で貸し出しを希望する図書を注文します。（送料無料）

生活福祉資金貸付

社会福祉協議会
TEL:23-5130FAX:24-2979

利用できる方：障害のある方がいる世帯で、収入が少なく生活上必要なお金の貸し付けを他の機関で受けることができない世帯
※貸し付けの種類により条件が異なります。審査は県社会福祉協議会が行います。

日常生活自立支援事業

社会福祉協議会
TEL:23-5130FAX:24-2979

内容:高齢で認知症のある方、知的障害のある方、精神障害のある方、その他不安がある方々が地域で安心した生活が送れるように支援していく制度です。
・福祉サービスを利用するためのお手伝いをします。
・日常的な金銭管理についてのお手伝いをします。
・通帳や権利証などの書類の預かりをします。

利用料金：生活支援員の交通費は実費負担が必要です。
・1時間あたり1,100円（生活保護受給者は無料）
・書類等預かり料年間5,000円

避難行動要支援者名簿への登録

市役所1階窓口12番 生活福祉課
TEL:32-2063

災害が発生した時や発生するおそれがある時に、自力（家族の支援を含む）での避難が困難で、地域の人の支援が必要な方の状況を事前に把握し、平素からの見守りと、災害発生時における避難の手助け、安否確認を地域全体で行う仕組み作りのために、現在「避難行動要支援者名簿」を整備しています。

登録対象者：在宅で、災害時に自力あるいは家族だけでは避難することに不安のある方
・高齢者……要介護度3以上、または高齢者世帯等で、自力避難に不安のある方
・重度の障害のある方（身体・知的・精神）
・上記に準ずる症状がある方等、自力避難に不安のある方
※名簿作成の目的を理解し、個人情報の共有に同意していただける方

詳しくは生活福祉課にお尋ねください。

ヘルプマーク・ヘルプカード・ヘルプシールの交付

市役所 1 階 10 番障害福祉課
TEL:32-2067
FAX:32-2153

内容：義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、知的障害や発達障害のある方、または妊娠初期の方など、外見からは分からない方などで手助けや配慮が必要な方に交付します。

・ヘルプマークは、「赤地に白抜きの十字とハートマークをあしらった」もので手荷物等につけて周囲の方に援助等の提供を求めていることを知らせるためのマークです。
・ヘルプカードは障害者など支援を必要とする方が、周囲に支援を受けるときに必要な情報を記載したカードです。
・ヘルプシールは、障害のある方が日頃感じていることを言葉にしたコミュニケーション支援シールです。

対象者：市内に住所を有し，マーク・カード・シールを使って周囲の者に援助等の提供を求めていることを知らせたい次の障害等がある者・児
（１）肢体不自由（２）内部障害（心臓・腎臓等）（３）聴覚障害（４）視覚障害
（５）音声・言語障害（６）知的障害（７）発達障害（８）精神障害（９）難病
（10）妊産婦（11）けが（12）その他援助及び配慮が必要とされる方

手続方法：下記交付場所で交付申請書を記入してください。無償で交付します。

交付場所：本庁障害福祉課、各支所及び出張所

関係団体・ボランティアグループ

津山市身体障害者福祉協会

津山市総合福祉会館３階
TEL:24-6808

内容：身体障害者手帳をお持ちの方で会員相互の助け合いや旅行などの交流を行い、障害者の社会参加が促進されるよう、いろいろな活動を行っています。

費用：年会費 1,000 円

各部会
- 岡山県視覚障害者協会　津山支部
- 鶴山ろうあクラブ
- 腎友会　津山支部
- 津山市難聴者協会
- 津山車イスの会
- 岡山新声会　津山支部
- オストミー協会　津山分会
- 岡山県北難病友の会

津山市手をつなぐ育成会

事務局（津山市教育委員会学校教育課）
TEL:32-2115

内容：知的障害並びに発達障害のある人の自立支援と特別支援教育についての啓発、発展に努めることを目的にさまざまな活動をしています。
親の会への支援や会員相互の理解を深めるために交流会や研修会を行っています。

津山市社会福祉協議会

津山市総合福祉会館内
TEL:23-5130

内容：津山市の民間福祉の拠点として、地域福祉を推進しています。生活の身近なところで数々のきめ細かくあたたかな在宅サービスや、ボランティアの育成、福祉体験などの障害者への理解を深める活動も行っています。お気軽においでください。

ボランティアグループ

津山市ボランティア交流会事務局（社会福祉協議会）
津山市社会福祉協議会 TEL:23-5130

様々なボランティアグループが活動を行っています。
詳しくはパンフレット「ボランティアグループのご案内」（津山市総合福祉会館玄関にあります）をご覧になるか、上記の事務局にお問い合わせください。

技能ボランティア養成講座

社会福祉協議会
TEL:23-5130

内容：社会福祉協議会で、技能を必要とするボランティア養成講座（手話奉仕員、点訳、朗読、要約筆記）を開催しています。
※他にもボランティアサークルが行う同様の講座があります。